

国民健康保険証がマイナ保険証に移行しました！

令和6年12月2日から、国民健康保険証は新たに交付されなくなり、医療機関等においてはマイナ保険証（※）による保険資格の確認が基本となります。

※マイナ保険証 …健康保険証としての利用登録をしたマイナンバーカードのこと。

Q. 医療機関等を受診するにはどうすればいいですか？

マイナ保険証による保険資格の確認が基本となります。

マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関等の窓口で保険証を提示する代わりに、窓口で設置されているカードリーダーでマイナ保険証を読み取り、顔認証又は数字4桁の利用者証明用電子証明書（4桁の暗証番号）（※1）の入力により本人確認をしてください。

マイナ保険証をお持ちでない方は、保険証又は資格確認書（※2）を医療機関等の窓口で提示してください。

※1 利用者証明用電子証明書 …マイナンバーカード作成時に登録した4桁の暗証番号で、本人以外知り得ないものです。暗証番号が分からなくなってしまった場合は再設定が必要です。市民窓口課戸籍住民係、三輪崎支所、熊野川行政局にて手続きをしてください。

※2 資格確認書 …マイナ保険証も従来の保険証もお持ちでない方に交付する証明書類で、使い方は保険証と同じです。

Q. 今の保険証の有効期限は令和7年12月1日ですが、令和6年12月2日から使えなくなったのですか？

令和6年12月2日以降も有効期限まで使用することができます。

令和6年12月1日時点で有効な保険証については、その有効期限が切れるまで最長1年間使用を可能とする経過措置が設けられています。なお、記載事項（氏名や住所など）に変更があれば保険証を回収し、マイナ保険証又は資格確認書へと随時移行します。

Q. マイナ保険証がないと受診できないのですか？

マイナ保険証をお持ちでない方に交付する「資格確認書」を保険証と同じように医療機関等へ提示すれば受診できます。交付対象者には、保険証の有効期限が切れる前の令和7年11月頃に一斉に簡易書留にて送付し、1年毎に更新します。当面の間、交付申請は不要です。また、従来の保険証も有効期間満了までご利用いただけます。

Q. マイナ保険証を持っている人には「資格確認書」は交付されないのですか？

「資格確認書」ではなく「資格情報のお知らせ」を交付します。

このお知らせのみで医療機関を受診することはできませんが、マイナ保険証に対応していない医療機関等を受診する場合やマイナ保険証がカードリーダーで読み取れなかった場合などに、このお知らせをマイナ保険証と併せて窓口で提示することで受診が可能です。

交付対象者には、保険証の有効期限が切れる前の令和7年11月頃に一斉に普通郵便にて送付します。

なお、マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証を紛失した場合や資格確認に介助者の補助が必要な場合など、マイナ保険証での受診が困難な方には申請により「資格確認書」を交付することができます。交付には要件がありますので、申請を希望される方は市民窓口課保険年金係へご相談ください。

Q. 氏名や住所に変更があった場合、今の保険証は更新されますか？

令和6年12月2日以降、保険証を交付することができなくなりました。記載事項が変更された方や新宮市国保に新たに加入された方には、「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」を随時交付します。

Q. 保険証を紛失した場合、再交付してもらえますか？

令和6年12月2日以降、保険証を交付することができなくなりました。「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」を交付します。

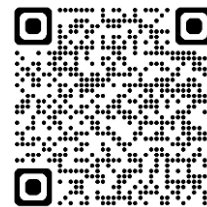
Q. 高齢受給者証や限度額適用認定証なども交付されないのですか？

マイナ保険証をお持ちでない方や有効な保険証をお持ちの方には、今までどおり高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証を交付します。

マイナ保険証をお持ちの方には、保険証の有効期限が切れるまでこれらの証を交付します。

マイナ保険証で医療機関等を受診する場合は、これらの提示は必要ありません。

Q. マイナンバーカードを持っていればマイナ保険証として使えますか？



マイナンバーカードを取得しただけではマイナ保険証として使えません。

マイナンバーカードを保険証として利用する為の登録を行う必要があります。

マイナンバーカードの交付手続き、保険証としての登録については、右のQRコードまたは下記URLからご確認ください。

・厚生労働省HP「マイナンバーカードの健康保険証利用方法」(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html)

Q. マイナ保険証として使えるかどうかの確認はどうすればいいですか？

次のいずれかの方法で確認できます。マイナンバーカードをお持ちの方は、ぜひお早めにご確認ください。

【登録状況の確認方法】

① スマートフォン等での確認

スマートフォン等に「マイナポータル」アプリをダウンロード・ログインの上、「ホーム」タブ内「証明書」エリアから開くことのできる「健康保険証」ページの「マイナンバーカード利用状況」をご確認ください。

「登録済」であればマイナ保険証がご利用可能です。パソコンで確認する場合はICカードリーダライタが必要です。

② 市役所での確認

市民窓口課の窓口付近に設置されているパソコンでマイナポータルにログインの上、ご確認ください。

操作は上記スマートフォンの場合と同様です。操作方法が分からない場合は職員にお声掛けください。

《注意》 ①、②いずれの場合も、マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書(4桁の暗証番号)が必要です。

暗証番号はマイナンバーカード作成時に登録しており、本人以外知り得ないものです。暗証番号が分からない場合は再設定が必要です。市民窓口課戸籍住民係、三輪崎支所、熊野川行政局にて手続きをしてください。

Q. マイナ保険証としての利用登録を取り消すことはできますか？

加入している健康保険の保険者に届け出ることにより可能です。

新宮市国民健康保険に加入中の方で希望される場合は、市民窓口課保険年金係にて手続きをしてください。

Q. マイナ保険証にはどんなメリットがありますか？

- ・ 限度額適用認定証等がなくても、一医療機関での高額療養費制度の限度額を超える支払いが免除されます。
- ・ 過去のお薬情報や健康診断の結果を、ご自身のマイナポータルで閲覧することができます。
- ・ 医療機関等での受診の際、お薬情報や健康診断の結果を確認、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることや、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうことができます(※)。

ぜひマイナンバーカードを作ってマイナ保険証を利用しましょう。

※医療機関でお薬情報等を確認するには、ご本人の同意が必要です。確認を希望する場合はマイナ保険証による本人確認の際、画面に表示される「同意する」を選択してください。

《注意》マイナ保険証で受診する場合でも、現在のところ医療機関では長期入院該当年月日を確認できません。

該当者は限度額適用・標準負担額減額認定証を提示する必要がありますので、市民窓口課保険年金係へ申請してください。

Q. マイナ保険証を持っていれば国民健康保険(市役所)への届け出は必要ありませんか？

国民健康保険への各種届け出は今までどおり必要です。

資格確認書、資格情報のお知らせ、保険証等の記載事項に変更があったときなどは、これらの書類を添えて届け出てください。

社会保険など他の健康保険に加入されたとき(75歳到達による後期高齢者医療への加入を除く)は、現在の健康保険の加入日が分かる書類を市民窓口課保険年金係へお持ちの上、手続きをしてください。手続きがされるまで国民健康保険税が課税され続けることになりますので、ご注意ください。

《注意》

以上のことは新宮市国民健康保険での対応であり、他の健康保険では対応が異なる場合があります。

【連絡先】 新宮市役所 市民窓口課

○マイナ保険証、資格確認書等に関することは … 保険年金係 TEL 23-3347

○その他、マイナンバーカードに関することは … 戸籍住民係 TEL 29-7187